

らくらく暮らしサポート会員規約

第1条(目的)

らくらく暮らしサポート会員規約(以下「本規約」といいます。)は、東邦ガス株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「らくらく暮らしサポート」(以下「本サービス」といいます。)の利用に関して定めるものです。

第2条(適用関係)

- 1.本規約は、本サービスの提供およびその利用に関して適用されます。
- 2.当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下あわせて「諸規定」といいます。)を設けることがあり、それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。なお、本規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。
- 3.当社は、本規約を記載した書面を交付する方法または本規約を記録した電磁的記録を提供する方法により、本規約の内容を示すものとします

第3条(定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとします。

- (1)「緊急駆けつけサービス」、「らくらく暮らしサポート Club Off」および「ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービス」の3つのサービスを総称して、本サービスといいます。
- (2)「緊急駆けつけサービス」、「らくらく暮らしサポート Club Off」および「ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービス」とは、第9条に定義された各サービスをいいます。
- (3)「会員」とは、本規約およびらくらく暮らしサポート Club Offを利用するために必要な「Club Off Alliance 会員規約」に同意のうえ当社所定の加入申込手続きを行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。なお、当社の承諾は、郵送または電子メールにて会員番号を通知する方法により行います。
- (4)「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住宅として加入申込時に指定した専用住宅(居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。)をいいます。

第4条(委託)

- 1.当社は、本サービスの運営業務を株式会社リロクラブ(以下「リロクラブ」といいます。)に委託し、リロクラブおよびそれ以降の委託先(以下あわせて「委託会社」といいます。)を通じて本サービスを提供するものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものといたします。
- 2.委託会社は、専用のコールセンター(以下「コールセンター」といいます。)において、本サービスの受付業務等を行います。

第5条(申込資格)

サービス対象物件において当社と都市ガス使用契約を締結している場合に限り、本サービスの会員になることを申し込めるものとします。なお、飲食店、事務所、学校、病院等、業務用でガスをお使いのお客さま(店舗併用住宅含む)は、お申込みいただけません。

第6条(申込み)

本サービスの会員となろうとする者は、あらかじめ本規約の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の加入申込手続きを通じて、申し込むものとします。なお、1つの都市ガス使用契約につき、本サービスを1つ申し込むことができるものとします。ただし、申込書の不備があった場合など、当社の判断により申込者からの申込みを受け付けないことがあります。

第7条(本サービスの利用契約の成立等)

- 1.当社は、前条の申込みがあった場合、申込み内容を確認のうえ、郵送または電子メールにて会員番号を通知する方法により、承諾の意思表示を行います。当社が承諾の意思表示を行ったときに、当社と会員との間で本サービスの利用契約が成立し、本サービスの会員となろうとする者は本サービスの会員となります。
- 2.当社は、本サービスの会員となろうとする者が第5条の申込資格を満たす場合であっても、以下の場合には前条の申込みを承諾しないものといたします。
 - (1)都市ガス使用契約に基づくガス料金について、申込み時点で支払期日を超えても、なお支払われていない場合。
 - (2)本サービスの会員資格を失った日かつ本サービスの利用契約の解約日から6か月を経過していない場合。ただし、当社が認める場合はこの限りではありません。
- 3.会員は、当社が承諾の意思表示を行った日の属する月の翌月1日から、本サービスを利用することができます。

第8条(利用料金)

- 1.本サービスの利用料金は月額305円(消費税等相当額込)とし、消費税等相当額は、ご請求時点での消費税率および地方消費税率にもとづき反映させていただきます。
- 2.利用料金は、会員が本サービスを利用することができることとなった日の属する月から発生します。当社または当社がガス小売事業者となるガス取次事業者は、原則として、毎月の利用料金について、都市ガス使用契約における当該月検針分のガス料金と同時に会員に請求するものとし、会員は当該請求に応じて、都市ガス使用契約における支払方法と同様の方法で支払うものといたします。
- 3.本サービスの利用料金は、経済環境の著しい変化等合理的な理由により、変更する場合があります。この場合、当社は会員に対して変更の60日前までに通知するものとします。

第9条(サービスの内容)

- 1.会員は、コールセンターの求めに応じて、氏名、住所、電話番号等の情報を伝達します。
- 2.会員は、本規約、諸規定および別途当社から会員に配付される利用案内(以下「利用案内」といいます。)に記載された内容に従って、以下のとおり、本サービスを利用できるものとします。

(1)緊急駆けつけサービス

- ①会員は次のトラブルが生じたとき、24 時間 365 日受付するコールセンターへ電話連絡することで、トラブル内容に応じた 30 分以内の応急処置サービス（以下「緊急駆けつけサービス」といいます。）を受けることができます（電話口のトラブル解決に関するご案内で解決する場合を除きます。）。ただし、電気設備およびエアコン・レンジフード（換気扇を含み、以下同様です）のトラブルに関する緊急駆けつけサービスの対応時間は、9時から17時までとし、無償対応は年1回までとなります。電気設備およびエアコン・レンジフードのトラブルに関する緊急駆けつけサービスを2回目以降／年ご利用いただく場合、会員は、別途サービス利用料を支払うことで、電気設備およびエアコン・レンジフードのトラブルに関する緊急駆けつけサービスを利用することができます（1回の作業は、作業員1名、30分以内の作業となります。）。また、年1回のカウント期間については毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間を指すものとし、契約1年目については契約日から最初に到来する3月末日までをカウント期間とします。
- a. 水廻りのトラブル
b. 玄関鍵のトラブル
c. 窓ガラスのトラブル
d. 電気設備のトラブル（家電製品は対象外とします。）
e. エアコン・レンジフードのトラブル
- ②緊急駆けつけサービスの対象は、第3条(4)に定めるサービス対象物件に限ります。
- ③会員は、緊急駆けつけサービスが現場への出勤時間を保証するものではなく、天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場へ出勤することに時間を要する場合があること、また山間部については翌日訪問となる場合があることをあらかじめ承諾することとします。
- ④会員は、緊急駆けつけサービス利用時に騒音・作業音等が発生し周辺住民に影響が及ぶ場合には、自らの責任において、騒音に関する周辺住民への説明等の対応を行うものとします。
- ⑤緊急駆けつけサービスにおいて、以下の対応は行いません。
- a. 建物共用設備におけるトラブル対応
b. 21時から翌日9時までの時間帯において、器物の破壊作業等で周辺住民に迷惑をかけると、当社または委託会社が判断する作業
c. その他当社または委託会社が不適切であると判断する作業
- ⑥第8条第1項に定める利用料金以外に追加のご負担をいただくことなく緊急駆けつけサービスを受けることができる範囲は作業員1名による、作業開始から30分以内の作業（以下「1次対応」といいます。）となります。作業員2名以上の作業もしくは30分を超える作業もしくは部品取り替え等を要する作業（以下「2次対応」といいます。）が発生する場合、会員は事前に委託会社と協議のうえ、会員が費用を負担することで2次対応を依頼することができます。2次対応は委託会社が費用を会員に説明し、会員が費用の支払いについて、同意した場合に限り、実施します。会員は、2次対応の費用を委託会社に直接支払っていただきます。なお、2次対応については、本サービス外の対応になりますので、当社は一切の責任を負いません。
- ⑦緊急駆けつけサービスの対象が賃借物件である場合、会員は管理会社などから承諾を得たうえで、2次対応等の作業を依頼するものとします。
- ⑧その他、利用における注意事項は以下のとおりです。

項目	注意事項
a. 水廻りのトラブル	・給水管の凍結、食洗機・洗濯機・デイスポージャー・自動洗浄便座等の家電製品本体の故障によるものはサービス対象外となります。
b. 窓ガラスのトラブル	・窓ガラスのトラブルのうち、犯罪事件の可能性がある場合には、警察へ届出をした後、委託会社の判断による対応になります。 ・窓ガラスのトラブルの対象は家屋の窓に限定します。家具・食器棚・室内扉はサービス対象外となります。 ・窓ガラスのトラブル対応は、養生作業（ベニア板等による。）になります。
c. 玄関鍵のトラブル	・サービスの対象は、玄関ドアに限定します。 ・破壊による開錠(以下「破錠」といいます。)の対応時間は9時から21時となります。 ・防犯性の高い特殊な鍵、鍵の形状が複雑な場合は破錠対応となる場合があります。 ・開錠、破錠作業時に、会員本人と確認するために運転免許証やパスポート等の顔写真入りの身分証明書の提示を求めます。 ・開錠・破錠に伴う鍵の作製、シリンダー交換は2次対応となります。 ・賃借物件にお住まいで、破錠・本体交換が必要な作業の場合は、管理会社へご相談、ご確認ください。
d. 電気設備のトラブル	・サービスの対象は、サービス対象物件で使用する電気設備（照明器具、コンセント、スイッチ）および電気配線になります。家電製品は対象外とします。 ・会員は、本サービスの提供に伴って一時停電する場合があること、また停電により電気機器の故障やパソコンのデータの消失等（以下「故障」といいます。）が生じる場合があることについて、あらかじめ承諾するものとします。会員は、自らの責任において、本サービスの提供をうける前に、家電製品等のコンセントを抜く、必要なデータのバックアップを取るなどして、故障等の損害を回避するために必要な措置を講じるものとします。 ・製造メーカー・製造時期等によっては、対応できない場合があります。

項目	注意事項
e. エアコン・レンジフードのトラブル	- サービスの対象は、サービス対象物件で使用するエアコン（本体、リモコン、室外機、ドレンホース）・レンジフード、エアコン・レンジフードの電気配線になります。 - 製造メーカー・製造時期等によっては、対応できない場合があります。

(2)らくらく暮らしサポート Club Off

- ①会員は、らくらく暮らしサポート Club Off 専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、グルメ等を優待価格で利用することができるサービス（以下「らくらく暮らしサポート Club Off」といいます。）を受けることができます。
- ②会員は、らくらく暮らしサポート Club Off の利用に際し、らくらく暮らしサポート Club Off 専用ウェブサイトに掲載された「Club Off Alliance 会員規約」をよく読み、その内容を確認し、承諾のうえで利用することとします。

(3)ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービス

- ①会員は、別途、ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービス利用料（1回あたり 5,080 円（消費税等相当額込））を支払うことで、以下の内容のガスコンロ清掃（60 分）・ガス給湯器点検サービス（10 分）を利用することができます。訪問・作業時間は、月曜日から土曜日の 9 時から 17 時までとなります（なお、当社の販売店「東邦ガスくらしショップ」または当社、その他委託会社の都合により、ご希望の日時にお伺いできない場合があります。）。ただし、ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービスの 2 回目以降の利用は、前回の利用日から起算して 1 年が経過する毎の利用となります。なお、消費税等相当額は、ご請求時点での消費税率および地方消費税率にもとづき反映させていただきます。

ガスコンロの清掃	ガス給湯器の点検
a. ゴトク・汁受皿・グリル網の洗剤浸置洗浄 b. バーナーヘッドのブラッシング c. 天板清掃 d. グリル庫内・前面パネル清掃 e. 片づけ f. お客さま確認、点火試験	a. 漏れ点検〔熱交換器、給水・給湯配管、追いだき配管、排気漏れ、ガス漏れ〕 b. 作動点検〔点消火、燃焼確認、リモコン〕 c. 詰まり点検〔排気口、排気筒〕 d. その他〔本体外装、内部配線〕

- ②①に規定するガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービス利用料は、ガスコンロ 1 台およびガス給湯器 1 台を限度とするものであり、会員が 2 台目以降のサービスを希望する場合には、別途料金（ガスコンロの清掃：+ 3,770 円 / 台（消費税等相当額込）、給湯器の点検：+ 640 円 / 台（消費税等相当額込））を支払っていただきます。
- ③ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービスの提供は、当社の販売店「東邦ガスくらしショップ」または当社、その他委託会社が行います。
- ④ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービスの提供は、コールセンターにて受け付けます。会員からの連絡があった後、「東邦ガスくらしショップ」または当社、その他委託会社が、会員に連絡し、訪問日時を調整します。
- ⑤会員は、ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービスの提供を受けるにあたって、次の事項を承諾するものとします。
 - a. 業務の繁忙状況等によっては、希望する日時にサービスの提供が受けられない場合があること。
 - b. ガスコンロの汚れの状態によっては、汚れが完全に落ち切らない場合があること。
 - c. ガスコンロの状態、汚れの状態によっては、作業内容が異なる場合があること。
 - d. ガスコンロの状態によっては、作業をお断りする場合があること。
- ⑥会員は、ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービス提供終了時において、ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービス利用料を、作業担当者に直接現金で支払っていただきます。

第 10 条（解約）

1. 会員は、本サービスの利用契約の解約を希望する場合、その旨を当社に申し込むことにより、本サービスの利用契約を解約することができます。この場合、毎月 20 日までに、当社が会員からの申込みを承諾したときは当月の末日をもって、毎月 21 日以降に、当社が会員からの申込みを承諾したときは翌月の末日をもって、本サービスの利用契約の解約日かつ本サービスの会員資格の失効日とします。
2. 会員は、サービス対象物件における会員と当社との都市ガス使用契約および会員と当社がガス小売事業者となるガス取次事業者との都市ガス使用契約が解約された場合、自動的に本サービスの利用契約が解約され、かつ本サービスの会員資格を失うことをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対し何らの催告を行うことなく、直ちに本サービスの利用契約を解約し、かつ本サービスの会員資格を失効させることができます。あわせて当社およびロクラブは被った損害の賠償を請求することができるものとし、会員はその請求に応じるものとします。
 - (1)ガス料金の不払い等会員の責めに帰すべき事由によりガスの供給を制限、中止もしくは停止された場合
 - (2)会員が第 11 条 4 項に定める禁止行為を行ったと当社および委託会社が判断した場合
 - (3)実際の内容と異なる内容で申込みを行った場合
4. 前第 1 項から第 3 項の解約があった場合、その解約日にかかわらず、会員は、当該解約月分の本サービスの利用料金を全額支払うものとします。

第 11 条（本サービスにおける遵守事項、禁止事項）

1. 会員は、本サービスが円滑に行われるように、当社および委託会社に全面的に協力するものとします。
2. 会員は、本サービスを提供するために必要となる電気・水道・ガス料金、通信料その他の費用を負担するものとします。
3. 会員は、本サービスの提供に関する問合せまたは苦情等の申し出を行う場合、コールセンターへ連絡するものとします。
4. 会員は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1)本サービスの内容、当社およびコールセンターへの電話番号を他の会員以外の第三者に知らしめ、本サービスを受け

させる行為

- (2)本サービスを営利目的で利用する行為または本サービスを通じて営利を得る目的の行為
- (3)本規約および諸規定に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為またはそれらを逸脱する行為およびそれに類する行為
- (4)本サービスに関係する個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- (5)本サービスに関係する個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
- (6)本サービスに関係する個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与えるおそれのある行為
- (7)政治・選挙・宗教活動および個人の思想による活動の一切とそれに類する行為
- (8)犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為
- (9)法律に違反する行為または違反するおそれのある行為
- (10)その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切であると当社または委託会社が判断する行為

第 12 条 (提供の拒否)

当社および委託会社は、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、会員に対して、本サービスの提供を拒否することができるものとします。

- (1)会員からの本サービスの利用申込みであることを確認できない場合
- (2)緊急駆けつけサービスの対象となるトラブルの原因箇所が住宅の専有部分以外の共有部分もしくは共用部分または国・地方公共団体等が所有する部分等の場合
- (3)緊急駆けつけサービスの対象となるトラブルの原因箇所が店舗、事務所またはこれに類するものである場合
- (4)緊急駆けつけサービスの対象となるトラブルの原因が会員の故意による場合
- (5)緊急駆けつけサービスの対応内容を逸脱する場合
- (6)緊急駆けつけサービスの対象について、同一箇所または同一原因であり、かつ 1 か月のうち 3 回以上の依頼があった場合
- (7)ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービスについて、前回の利用日から起算して 1 年を経過しない依頼があった場合
- (8)当社および委託会社が本サービスを提供することが困難であると判断する場合
- (9)本サービスを提供することにより、第三者の所有物の損壊、第三者の権利もしくは利益の制限または第三者に損害が生じることが想定される場合
- (10)前各号のほか、社会通念上、本サービスの提供が困難であると判断される場合

第 13 条 (個人情報)

1. 当社および委託会社は、会員の個人情報については、個人情報保護法に従い、必要な保護措置を講じたうえで、本条のとおり取り扱うものとします。

- (1)会員が本サービスの提供を受けるために、会員が自ら告知する以下の個人情報を取得します。
 - ①氏名、郵便番号、住所、性別、電話番号、電子メールアドレス等の会員が利用時または会員登録時に届け出た事項
 - ②本サービスの利用にあたって、会員が届け出た事項

(2)当社および委託会社は、個人情報の提供にあたって取扱いに関する契約を締結する等適切な監督を行うものとします。

2. 当社は、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーや各種サービスをお客さまにご利用・ご検討いただくにあたり、申込みの受付やお問い合わせ、保安点検、機器販売、設備工事等の機会に、当社が直接又は業務委託先等を通じて、又は電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さま情報（お客さまのお名前、ご住所、電話番号、E メールアドレス等）を取得いたしますが、これらの個人情報は以下の目的に利用させていただきます。

- (1)エネルギー供給およびその普及拡大
- (2)消費機器（厨房、給湯、空調等）の保安
- (3)エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備等の販売（リース・レンタル等を含む）・設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- (4)通信サービスの提供
- (5)エネルギー供給・利用およびその普及拡大に関連する生活支援サービスの提供
- (6)上記各種事業に関連する当社、当社グループ会社、協力会社（東邦ガスくらしショップ、住宅設備専門店等）又は当社提携先のサービス・商品のお知らせ・PR
- (7)上記(1)から(6)の事業に関連するサービス・商品に関する調査・データ集積・分析、研究開発
- (8)その他上記(1)から(7)に付帯する事業ならびに関連する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、協力会社（東邦ガスくらしショップ、住宅設備専門店等）、当社グループ会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先に対して、必要かつ適切な監督を行います。また、当社が受託する業務で第三者から個人情報を取得する場合には、その個人情報は受託する業務の範囲内でのみ利用します。

3. 前項第3号に定める広告・宣伝メールの送信については、会員からの停止の申し出があった場合には、速やかに停止します。

4. 当社は、以下の会社との間で個人情報を共同利用いたします。

共同して利用する個人情報の項目	1. 氏名、住所、電話番号等の項目 2. エネルギー消費機器、住宅設備等の販売・修理等に関して取得されたすべての項目
共同して利用する者の範囲	当社販売・サービス店（東邦ガスくらしショップ、住宅設備専門店等）、当社関係会社

利用する者の利用目的	1. エネルギー供給およびその普及拡大 2. 消費機器（厨房、給湯、空調等）の保安 3. エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備等の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス 4. 通信サービスの提供 5. エネルギー供給・利用およびその普及拡大に関連する生活支援サービスの提供 6. 上記各種事業に関連する当社、当社グループ会社、協力会社（東邦ガスくらしショップ、住宅設備専門店等）又は当社提携先のサービス・商品のお知らせ・PR 7. 上記1. から6. の事業に関連するサービス・商品に関する調査・データ集積・分析、研究開発 8. その他上記1. から7. に付帯する事業ならびに関連する業務の実施
個人情報の管理について責任を有する者	東邦ガス株式会社

詳しくは、東邦ガスホームページ「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

<http://www.tohogas.co.jp/siteinfo/privacypolicy/>

第 14 条（本サービスの内容変更・中止等）

- 1.当社は、会員の承諾なく、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、あらかじめ効力発生時期を定めて、会員に変更後の内容を通知するものとします。
- 2.当社は、経済情勢の変動もしくはサービス提供が困難となる等の事情が発生した場合には、会員の承諾または会員への事前通知なく本サービスの内容を変更し、または提供の全部ないしは一部を中止・変更できるものとします。また、以下の場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1)震災・火災・豪雨・洪水・津波・噴火・戦争・騒乱・労働争議
 - (2)システム障害・停電
 - (3)本サービスに関わるシステムの定期的または緊急に行う保守・点検
 - (4)リクラブが以下の事態になったとき、または代替の委託会社を選定できない正当な事由があるとき。
 - ①解散決議、仮差押決定、差押決定、仮処分決定がなされたとき。
 - ②強制執行、破産、特定調停、民事再生、特別清算、会社更生等の開始手続の申し立てがなされたとき。
 - ③公租公課滞納処分、手形・小切手の不渡処分、銀行取引停止処分等がなされたとき。
 - ④その他業績が悪化し、またはそのおそれがあると認められる事由が生じたとき。

第 15 条（損害賠償の制限）

当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供に際して会員に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。その場合の損害賠償額の上限は、損害の原因となる事由が生じた時点から遡って過去1年間に、会員から当社が現実的に受領した本サービスの利用料金の総額（ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービスの場合はガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービス利用料）とします。ただし、当社の故意または重過失による場合は、この限りではありません。

第 16 条（通知）

- 1.当社は、本サービスに関する会員への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - (1)会員の住所、請求書の送付先への郵送による通知
 - (2)会員の電子メールアドレスまたは「らくらく暮らしサポート」に登録している電子メールアドレスへの通知
- 2.会員への通知は、前項に定める方法により、当社が通知を発した時点でなされたものとみなします。
- 3.当社は第1項各号に掲げる方法のほか、本サービスのウェブサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する通知に代えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスのウェブサイト上に掲載した時点をもって、会員に対して、当該通知がなされたものとみなします。

第 17 条（変更の届出）

- 1.会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの利用に伴い当社へ届け出た内容に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で当社に届け出るものとします。なお、会員が届出内容の変更があった場合にもかかわらず、当社に届出をしない場合（当社への届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、当社からの通知については、当社が会員から届出を受けている連絡先へ発信したことにより、通知を行ったものとみなします。
- 2.前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示または提出を会員に求める場合があります。会員はこれに応じるものとします。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

- 1.会員は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1)自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これに準じるもの（以下あわせて「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2)自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (3)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- 2.会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1)暴力的な要求行為

- (2)不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3.当社は、会員またはその関係者が、第1項の各号のいずれかに該当する場合または第2項の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、会員に対し何らの催告を行うことなく、直ちに本サービスの利用契約を解約し、かつ本サービスの会員資格を失効させることができます。この場合、その解約日にかかわらず、会員は、当該解約月分のサービスの利用料金を全額支払うものとしします。
- 4.当社は、前項の規定により本サービスの利用契約を解約した場合には、会員に損害が生じても何らこれを賠償し補償しないものとし、当社および委託会社は被った損害の賠償を請求することができるものとし、会員はその請求に応じるものとしします。

第19条(規約の変更)

- 1.当社は、次に掲げる場合には、民法548条の4の規定に基づいて、本規約の変更をすることにより、変更後の本規約の条項について合意があったものとみなし、個別に会員と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとしします。
- (1)本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2)本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情等に照らして合理的なものであるとき。
- 2.当社は、前項の規定による本規約の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、事前に、当社ウェブサイトに掲載する方法又はその他の適切な方法により周知するものとしします。

第20条(譲渡禁止等)

会員は、会員の権利について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとしします。

第21条(合意管轄)

会員および当社は、本規約および諸規定に関連した訴訟を行う場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第22条(準拠法)

本規約および諸規定の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとしします。

第23条(その他)

本規約および諸規定に関する疑義またはこれらに定めのない事項については、会員および当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとしします。

本規約は、2023年10月1日から実施します。

クーリング・オフのお知らせ

らくらく暮らしサポートをお申込みいただく際は、本お知らせの内容を十分にお読みください。

1. 特定商取引に関する法律(以下「法」といいます。)にいう訪問販売または電話勧誘販売でお申込み(またはご契約)された場合、本書面を受領した日(本書面より前に法に定めるお申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日)を含む8日間は、書面または電磁的記録により、お申込みの撤回(契約成立後は契約の解約)をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます。
2. 上記1.に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申込みの撤回または契約の解約に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによってお申込みの撤回または契約の解約を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面または電磁的記録により、お申込みの撤回(契約成立後は契約の解約)をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます。
3. 上記1. または 2. のお申込みの撤回または契約の解約があった場合、お客さまは、損害賠償または違約金の負担はなく、役務の提供が既になされている場合においても、代金その他の金銭の支払いを請求いたしません。代金がお支払済みのときは、速やかにその全額を返還いたします。
4. 上記1. または 2. のお申込みの撤回または契約の解約があった場合、本契約にかかる役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。